

大同大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、大同大学同窓会(以下「本会」という)と称する。

(本部および支部・部会)

第2条 本会は、本部を大同大学(以下「大学」という。)内におく。

2 本会は、理事会の審理を経て、総会の承認により、必要に応じ支部および部会を設けることができる。

3 支部および部会の設立については、「支部に関する規程」および「部会に関する規程」に基づく。

(名称)

第3条 本会の組織は別表に定める。

(細則規定)

第4条 本会則に定めていない細則については、理事会において議決し、必要に応じて総会に上程する。

第2章 目的および事業

(目的)

第5条 本会は、会員相互の和親の向上を図り、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会報、その他の刊行

(2) 研究会、講演会等の開催

(3) 会員相互の親睦事業

(4) 学生育成に関する事業

(5) 大学の発展のための事業

(6) その他、必要な事業

第3章 会員

(会員構成)

第7条 本会は、正会員、学生会員、委託修了会員をもって組織する。

2 会員の個人情報については、「個人情報保護に関する規程」に定める。

(会員資格)

第8条 会員の資格は、次に定める者とする。

(1) 正会員 大同工業短期大学、大同工業大学または大学を卒業、ならびに大同工業大学大学院または大同大学大学院(以下「大学院」という。)を修了した者で、「会費に関する規程」に定める入会金および終身会費(以下「会費」という。)を納付した者

(2) 学生会員 大学または大学院に在籍する者で、既に正会員の資格を有する者は除く

(3) 委託修了会員 大同工業大学または大学の委託課程を修了した者で、本会への入会を希望し、「会費に関する規程」に定める手続きを経た者

(会員の義務)

第9条 本会の会員は、「会費に関する規程」に基づき、会費を納めなければならない。

第10条 会員は、総会を組織して、総会の議決に加わらなければならない。

2 会員は、本会の目的とする事業に積極的に協力しなければならない。

(除名)

第11条 会員で、本会の義務に違反した場合または本会の名誉を著しく傷つける行為をした場合には、理事会の審理を経て、総会の承認により除名することができる。

第 12 条 会員は、次の場合資格を喪失する。

- (1) 死亡または失踪
- (2) 除名

(資格の復帰)

第 13 条 前条の事由において資格を喪失した者より、資格喪失の事由が解消し、資格復帰の申し出があった場合、理事会の議決により資格を復帰することができる。

(名誉会長、名誉会員および特別会員)

第 14 条 本会は、名誉会長、名誉会員ならびに特別会員をおくことができる。

- (1) 名誉会長 大学学長とする
- (2) 名誉会員 本会の目的とする事業の運営に貢献を与えた者で、理事会の推薦により総会で承認された者とする
- (3) 特別会員 大学および大学院の専任教職員並びに退職した専任教職員とする

(名誉顧問)

第 15 条 本会は、名誉顧問をおくことができる。

- 2 名誉顧問は、本会の目的とする事業に貢献を与えた者で、理事会が推薦し総会で承認された者とする。
- 3 名誉顧問は、本会会長経験者とする。

第 4 章 役員

(役員)

第 16 条 本会は、次の役員をおく。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 3 名 |
| (3) 顧問 | 1 名 |
| (4) 理事 | 4 名 |
| (5) 幹事 | 若干名 |
| (6) 支部・部会連絡協議会代表 | 2 名 |
| (7) 評議員長 | 1 名 |
| (8) 評議員 | 50 名程度 |
| (9) 会計監査 | 2 名 |

(役員を選出)

第 17 条 本会の役員は別に定める「役員選出に関する申し合わせ」に基づき選出する。

- (1) 会長および副会長は、理事会が推薦し、総会で選任する。
 - (2) 顧問は、会長経験者とし、理事会が推薦し、総会で選任する。
 - (3) 理事は、会長および副会長の合議により推薦し、総会で選任する。
 - (4) 幹事は、学校法人大同学園に勤務する正会員より理事会が推薦し、総会で選任する。
 - (5) 支部・部会連絡協議会(以下「協議会」という。)代表は、支部長および部会長の代表であり、総会で得選任する。
 - (6) 評議員長は、評議員の互選とし、総会で選任する。
 - (7) 評議員は、正会員の互選により選出し、総会で選任する。
 - (8) 会計監査は、評議員会において推薦し、総会で選任する。
- 2 前条の評議員長および評議員を除く役員は、評議員を兼任することができない。

(役員職務権限)

第 18 条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。会長が職務を遂行できない場合には理事会において、副会長より会長代行を選出する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を分担する。
- (3) 顧問は、会長、副会長の相談役となり、会務に参画する。
- (4) 理事は、本会の会務に参画するとともに、委員会の会務を掌理する。
- (5) 幹事は、理事を補佐し、本会の会務に参画する。
- (6) 協議会代表は、各支部および各部会(以下「支部・部会」という。)の会務を掌理するとともに、支部・部

会の代表者と連絡を密にし、支部・部会の運営に関し助言する。また、支部・部会と理事会との連絡・調整を担う。

(7) 評議員長は、評議員を招集して評議員会を構成する。

(8) 評議員は、本会の会務を監査し意見を述べる。

(9) 会計監査は、本会の会計の執行を監査する。

(役員任期)

第19条 本会の役員任期は3年とし、再任を妨げない。

2 欠員により補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了に至っても、後任者が選出されるまではその職責を果たさなければならない。

(役員辞任)

第20条 役員が辞任しようとする場合は、原則として2ヶ月前に会長に申し出なければならない。

2 役員辞任については、理事会の審理を経て、総会の承認を得る。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当すると理事会において判断された場合には、総会の承認を得て解任することができる。

(1) 法令の規定または本会則の定め著しく違反したとき

(2) 役員職務に著しく違反したとき

(3) 本会の名誉を著しく傷つける行為をしたとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

第5章 総会

(総会)

第22条 総会は、1年に1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことがある。

2 総会は、正会員で構成し、会長が召集する。

3 総会の議長は、会長があたる。

4 総会における定足数は、これを定めない。

第23条 総会においては、次の事項について議決または承認を行う。

(1) 事業報告ならびに収支決算

(2) 事業計画ならびに収支予算

(3) 役員選出

(4) 会則の改廃

(5) 会費に関する事項

(6) その他重要な事項

(総会議決)

第24条 総会議事は、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会構成員として議決に加わることができない。

第6章 会議

(会議)

第25条 会議は理事会、委員会、評議員会、協議会および役員会とする。

(理事会)

第26条 理事会は、会長、副会長、理事、幹事、協議会代表および顧問で構成し、本会の企画・立案・運営方針などの審議機関となる。

2 理事会構成員は、20名以下とする。

3 理事会は、会長が召集し、議長となる。

4 理事会は、理事会構成員の過半数の出席で成立し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 議事は、出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長は、理事会構成員として議決に加わることができない。

- 7 議長は、必要に応じて事務局長、事務局長補佐および会計に対して、オブザーバーとして理事会への出席を要請することができる。
- 8 理事会は、本会における次の事項について審理しなければならない。
 - (1) 事業報告ならびに収支報告
 - (2) 事業計画ならびに収支予算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) 会費に関する事項
 - (6) 会務執行
 - (7) その他重要な事項

(委員会)

- 第 27 条 委員会は事務局により提起され、理事会の承認を得て発足する。
- 2 各委員会の委員長は、理事会構成員がこれにあたる。
 - 3 各委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。
 - 4 各委員会の委員は、委員長の指名ならびに推薦とし、正会員より選出する。
 - 5 各委員会の委員長は、理事会に委員会の会務を報告する義務を負う。
 - 6 各委員会の廃止は、理事会の承認を得る。

(評議員会)

- 第 28 条 評議員会は、原則総会開催後 6 カ月以内に開催する。ただし、必要に応じて評議員会を開くことがある。
- 2 評議員会は、理事会の諮問機関として、本会の会務について意見を聞く。
 - 3 評議員会は、評議員で構成する。
 - 4 評議員会は、評議員長が召集し、議長となる。ただし評議員長が職務を遂行できないときは、その職を代行する者を出席者の合議により選出する。
 - 5 評議員会は、構成員の過半数の出席で成立し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 6 議事は出席者の過半数をもって議決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 議長は、評議員会構成員として議決に加わることができない。
 - 8 評議員議長は、本会における次の事項について意見を聞き、理事会に報告しなければならない。
 - (1) 事業計画
 - (2) 役員の選出
 - (3) 会則の改廃
 - (4) 会費に関する事項
 - (5) その他重要な事項
 - 9 評議員会において、会務に関する事項の説明を要する場合には、理事会が回答する義務を負う。

(支部・部会連絡協議会)

- 第 29 条 協議会は、支部・部会の代表者で構成する。
- 2 協議会は、協議会代表 2 名の連名で召集し、いずれか 1 名が議長となる。
 - 3 協議会代表は、次の事項について検討および審議し、理事会に報告しなければならない。
 - (1) 支部・部会の会務の執行状況
 - (2) 支部・部会による本会会務の執行支援
 - (3) その他重要な事項

(役員会)

- 第 30 条 役員会は、第 16 条に定める役員で構成する。
- 2 役員会は、会長が必要に応じ召集し、議長となる。
 - 3 役員会では、本会の会務について意見交換を行い、本会の活動向上の推進を図る。

第 7 章 会計

(経費)

- 第 31 条 本会の経費は、会費、寄付金および事業によって生じる果実などの資産をもってあてる。

(会計年度)

第 32 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 前項にかかわらず、会費収入予算については前年の会計年度における会費納付金を収入予算とする。

(会計監査)

第 33 条 会計監査は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算について事務局より報告を受け、経費の収入および支出状況を確認するとともに、監査報告書を作成する。

2 会計監査は、会計年度決算および次年度予算について理事会に意見することができる。

第 8 章 支部・部会

(運用)

第 34 条 支部および部会の運用については、「支部に関する規程」ならびに「部会に関する規程」として別に定める。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 35 条 本会は、事務局を設け、愛知県名古屋南区滝春町10番地3に置く。(大学に同じ)

(事務局員)

第 36 条 事務局は、事務局長、事務局長補佐、会計および事務局員(以下「事務局員等」という。)を置く。

2 事務局長、事務局長補佐および会計は、原則学園に勤務する正会員とし、会長が任命する。

3 事務局員は、会長が委嘱し、事務局長が管理・監督する。

(事務局員等の業務)

第 37 条 事務局長は会務の執行にあたり、事務局を構成し、事務ならびに会計を掌理する。

第 38 条 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長が職務を遂行できないときは、その職を代行する。

第 39 条 会計は、経費ならびに資産の管理にあたる。

2 会計は、複数名とする。

3 毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算および次年度予算について、理事会において承認を受けた後、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第 40 条 事務局員は、次の業務を担う。

- (1) 会議に係る連絡調整
- (2) 会員情報の管理
- (3) 支部・部会との連絡調整
- (4) その他本会会務の執行支援

第 10 章 解散

(解散)

第 41 条 本会の解散は、理事会、評議員会および総会において、それぞれ出席者の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

(財産の処分)

第 42 条 本会解散にともなう残余財産の処分は、理事会、評議員会および総会の承認を得て、大学あるいは本会と類似の目的を有する公益事業に寄付する。

第 11 章 附則

第 1 条 この会則は、昭和 40 年 11 月 21 日から施行する。(制定)

第 1 条 この会則は、平成 6 年 5 月 21 日から施行する。(全面改正)

第 1 条 この会則は、平成 12 年 5 月 20 日から施行する。(部分改正)

第 1 条 この会則は、平成 14 年 5 月 25 日から施行する。(部分改正)

- 第1条 この改正規程は、平成20年5月31日から施行する。(会員の個人情報保護、部会設立の改正)
- 第1条 この改正規程は、平成21年5月30日から施行する。(校名変更および顧問の設置に伴う改正)
- 第1条 この会則は、平成22年5月30日から施行する。(部分改正)
- 第1条 この会則は、平成24年4月1日から施行する。(部分改正)
- 第1条 この会則は、平成25年5月26日から施行する。(部分改正)
- 第1条 この会則は、平成26年5月23日から施行する。(部分改正)
- 第1条 この会則は、平成27年5月23日から施行する。(部分改正)
- 第1条 この会則は、平成30年5月26日から施行する。(部分改正)

<別表>

